

○伊賀市子ども・子育て会議条例

平成19年12月26日条例第60号

改正

平成21年3月6日条例第4号

平成23年3月30日条例第2号

平成25年6月28日条例第29号

平成28年3月28日条例第15号

平成30年9月28日条例第36号

伊賀市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 「伊賀市子ども・子育て支援事業計画」の策定、達成状況の検証等を行い、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、市長の附属機関として伊賀市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項に掲げる事務に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 住民自治協議会の代表者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民から公募した者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 子ども・子育て会議に委員長、副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査し協議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部こども未来課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀市少子化対策推進委員会設置要綱（平成17年伊賀市告示第204号）により、委嘱を受けた委員は、この条例の相当規定により委嘱されたものとみなす。

附 則（平成21年3月6日条例第4号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日条例第2号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、この条例の施行の日以後に委嘱する委員等から適用し、同日前に委嘱した委員等については、なお従前の例による。

附 則（平成25年6月28日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月28日条例第15号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日条例第36号）

この条例は、平成30年10月1日から施行する。